

(3) 関連規定

- ・保安規定第 17 条 (地震・火災等発生時の対応)
- ・保安規定第 76 条 (異常発生時の基本的な対応)
- ・保安規定第 77 条 (異常時の措置)
- ・保安規定第 78 条 (異常収束後の措置)
- ・保安規定第 88 条 (放射性液体廃棄物の管理)
- ・保安規定第 89 条 (放射性気体廃棄物の管理)
- ・保安規定第 113 条 (通報)

4. 中越沖地震(柏崎)の教訓

- (1) ブローアウトパネルが誤作動により開放した場合、原子炉建屋内の規定負圧を維持できないが、HVAC又はSGTSにより微負圧が維持される。建屋差圧が変化した場合は、ブローアウトパネルの状態を確認し、微負圧の維持に努めること。
- (2) スタックまでの埋没トレンチが沈下、変形し、主排気筒ダクト本体及びベローズの損傷が発生することにより、当該部から放射性物質が放出され、十分な拡散が出来ない可能性がある。放射線モニター、モニタリングポストの指示、記録を確認すること。
- (3) 発電機本体及び水素ガス系統でのガス漏れは、発生していないが、耐震Cクラス設備のため地震による損壊の可能性はある。地震によりボンベ建屋内のボンベまたはトレーラーなどが倒れ、水素ガスが放出され火災や爆発の恐れがある。プラント停止後、発電機機内水素ガスは、軸受室火災時同様の手順で緊急放出が望まれる。
- (4) 変圧器廻りで地震による地盤沈下が発生し、ダクトの接続部が外れ、ダクトとの接触によりブッシング部が破損し、油漏れが発生する可能性がある。同時にダクトと接続端子の接触により火花が発生、漏油に引火し火災が発生する恐れがある。火災発生時は自衛消防隊の出動を要請し、消火活動を実施する。
- (5) 地震によるスロッシングにより、放射性物質を含む燃料プール水が溢水しダクトを通じて地下階へ流出する可能性がある。系外放出防止の為、サンプポンプを停止しCSをブルロックする。
- (6) タービンランド蒸気排風機の停止が遅れた場合、復水器内に停留していた放射性物質が吸引され、排気筒を経て外部に放出される。タービンランド蒸気排風機の停止操作についてはユニット操作手順書にて対応する。
- (7) 取水設備廻りで地盤沈下が発生し、スクリーンが一部運転不能となるため、取水設備(取水口含む)の損傷確認を行う。
- (8) 建屋内(特にS/B)では天井の落下・段差が発生し、屋外は道路・地面の陥没が発生するため、通行・移動には十分注意が必要。
- (9) 地震による揺れのため発生した埃等により、火災報知器が建屋全体で鳴り響く事象が発生した。このため火災警報の確認後にクリアしない箇所に対しては、現場確認等の必要な措置を講じる必要があるが、このような広範囲な火災警報の発生に対し、実際の火災と誤認することの無いよう適切に判断し対処すること。